

都道府県からの意見・回答

NO	頁	行	意見の概要	回答	修正 対応
1	1	—	全国的に人里近くでの出没や人身被害が発生していることを踏まえ、ツキノワグマの保護に対する考え方と対応の追記すべき。国民生活の安全確保と鳥獣保護の両立を図る、といった記載を行うべき。	今年に関してはツキノワグマの出没や人身被害が多く報道されていますが、個別の種に係る状況を個別に記載するのではなく、一般則として、I 第二3(3)等に記載しています。ツキノワグマに係る短期的・緊急的な対応については、適宜、通知等でも助言していきます。 なお、住民の安全確保と鳥獣の保護の両立を図る旨については、法や基本指針全体において表されているものと考えます。	
2	2	34	「捕獲等に係る技術開発及び普及」については、国の役割から削除され、都道府県の役割として明確に記載されるとともに、鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項に「新たな技術の研究開発」が追加されている。 国の役割としても、現行指針どおり記載するとともに、都道府県の捕獲に係る技術開発及び普及等に対する支援を記載して欲しい。	ご指摘を踏まえ、「個体群管理や捕獲等に関する技術開発及び普及等を実施する」を追加します。	○
3	2	24-26	市街地等への鳥獣の出没等も発生している社会背景に関連して、クマやイノシシ等の大型獣類が人里に出没した場合の対応について、もっと議論や対策を進めるべき。	ご意見として承ります。 なお、制度上は住宅集合地域等における麻酔銃猟の許可や警職法の適用は可能であるところ、これまでの保護管理レポートも参考にしつつ、種や状況に応じた対応について市町村や警察部局とあらかじめよく調整いただければと思います。	
4	3	10	「社会的変化に応じた鳥獣保護事業の実施に必要な財源の確保に努める。」旨を追記すべき。	鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護管理事業は基本的には都道府県の自治事務であり、必要な財源の確保についてはⅢ第八6に記載しています。 よって、原文通りとします。	
5	3	23	「なお、特に、指定管理鳥獣の管理については、都道府県が主体的な役割を担う。都道府県は、必要に応じて指定管理鳥獣の捕獲等事業実施計画を策定して、」と修正する。	指定管理鳥獣は、「集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの」として国が定めるものであり、指定管理鳥獣に係る全国的な状況を踏まえた記載としては間違いではないと考えます。よって、原文通りとします。	
6	3	24	「都道府県は、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定するとともに、各都道府県における生息数の推定を行うとともに、実施計画の目標達成のために必要な捕獲等事業を積極的に実施する。」と修正する。	ご指摘を踏まえ、「必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するため、各都道府県における生息数の推定等を行って、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を策定するとともに」と修正します。	○
7	3	25	「積極的」を削除する。	各地域での調整が困難であることは理解しておりますが、指定管理鳥獣捕獲等事業については、全国的に積極的な実施が求められています。よって、原文通りとします。	
8	3	39	「捕獲結果に関する情報は、個体数推定等の重要な基礎情報となることから、定期的に都道府県に報告する。」とあるが、市町村に関しては「鳥獣捕獲等システムを活用して県に報告する」と明記する。	捕獲等情報システムは、開発中であるため、報告手法として明記することはしません。よって、原文通りとします。	

都道府県からの意見・回答

9	3	31-39	農地を持たない都市部における生活環境・被害の対応について市町村の役割をもっと具体的に記述すべき。	ご指摘の点については、地域の事情により異なることから、基本指針で一律に定めるには議論の余地が多くあるものと認識しており、現時点ではそれぞれの都道府県において適切に役割分担をしていただければと思います。	
10	5	14	「鳥獣被害対策実施隊」と「捕獲隊」の考え方(区別・関係性)について、分かりやすい記述にさせていただか、説明をお願いしたい。	「捕獲隊」は「有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊」であり、「鳥獣被害対策実施隊」を含む広い概念であり、現行の基本指針と考え方は変わっていません。よって、原文通りとします。	
11	5	15	「隊員数の減少、高齢化が進んでいる。特に近い将来、銃を扱う隊員が激減することが想定されるため、隊員の確保に向けた対策をより一層充実させていく必要がある。」と修正する。	銃猟免許所持者の減少が著しい旨については承知しておりますが、隊員数の減少・高齢化が進み、銃猟免許所持者に限らず、広く様々な捕獲手法に対応しうる捕獲の担い手を確保していく必要があると考えています。よって、原文通りとします。	
12	5	30	「周知していく必要がある。その一方で地域での取組の中心となっている市町村では、鳥獣対策の専任がないケースが多く、専門的知識を有している人材に乏しい。国は、地域に根ざした取組を支援するための具体的な対策を検討していく。」と修正する。	市町村における人材の育成・確保は重要と認識しており、そのための研修等を都道府県が実施する旨について、Ⅲ第八3(1)ウに記載しています。	
13	6	14	「法に基づく権限者や事業実施者ごとに収集する」とあるが、これを「法に基づく権限者や事業実施者及び被害防止計画に基づく事業を実施する市町村ごとに収集する」とする。	「被害防止計画に基づく事業を実施する市町村」は「事業実施者」に含まれることが明確と考えますので、原文通りとします。	
14	9	11	次のように修正していただきたい。 「鳥獣の捕獲個体については、鳥獣の管理を促進する観点から、放射性物質の影響による一部地域での野生鳥獣肉の出荷制限に配慮しつつ、食肉等の活用を含め有効利用を促進する。」	ご指摘を踏まえ、「鳥獣の管理を促進する観点から、鳥獣の捕獲個体については、地域の実情に応じて、食肉への活用等の有効利用を促進する。」と修正します。	○
15	9	18	「捕獲した鳥獣を地域資源として可能な限り有効に活用することにより、安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られている豊かな自然環境から人も大切な命をいただいているのだということへの感謝の念や理解を深めてもらう」と修正する。	当該部分は、生態系や生活環境にも被害を及ぼしている指定管理鳥獣等について、今後、捕殺を含めた管理を進めるうえで可能な限り有効活用を図ることによって、「安寧な生活環境や豊かな自然環境が鳥獣の命と引き換えに得られている」ことを認識していただく必要がある旨について記載しています。よって、原文通りとします。	
16	13	39	「特に、国境を越えて回遊する海棲哺乳類については、その生息状況に不明な点が多いことなど国際的な協力により生息状況の把握や生息地の保全、管理のための方策について進める必要があることから、回遊性海棲哺乳類の保護及び管理に関する施策や調査研究に係り情報交換、国際的な共同研究等を進める。」を追記する。	渡り鳥と比較し、法の対象となる海棲哺乳類は限られており、さらにその中で国境を越えて回遊する種は限られていること、また、現在それらを対象とした国際的な協力や共同研究体制は構築されていないことから、あえて基本指針に特記することはしませんが、今後の施策の参考とさせていただきます。	

都道府県からの意見・回答

17	14	10	「特に都道府県にあっては、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面で保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。」と修正する。	ご指摘を踏まえ、「特に都道府県にあっては、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる。」と修正します。	○
18	21	7	Ⅲ第六九(1)に記載している下記内容を追記すべき。 (1)検討会・連絡協議会の設置 学術経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会・連絡協議会を設置し、計画の作成、実行方法等について検討、評価等を行う。	ご指摘の通り修正します。	○
19	23	39	「2)林相地形が変化に富む地域」で対応可能なため、「1)天然林」を削除する。	2)は変化に富む地域を指しており、天然林を指しているわけではないことから、原文通りとします。	
20	24	31	「面積は300ha以上の指定に努めてきたところであるが、今後は必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、新規指定又は存続期間の更新等を検討する。」と修正する。	森林鳥獣生息地については、近年、全国的に増加しているシカ、イノシシなどを保護の目的として指定する場合のほか、鳥獣全体の保護を図ることも想定されるため、ご指摘を踏まえ、「必要に応じて」を追記します。	○
21	25	18-19	「特に保護を必要とする鳥獣が生息している区域を指定するよう努める。」と修正する。	森林鳥獣生息地の保護区のうち、特別保護地区については、指定箇所数及び面積要件を図るよう一定の目安が必要と考えます。よって、原文通りとします。	
22	27	25	「放鳥を取りやめる場合は、狩猟資源量の調査を行い、当該鳥類の保護規制を活用して、当該地域の狩猟資源が過剰に捕獲されることのないよう留意する。」を削除する、または、「狩猟資源量の調査を行い、」を削除する、または、「地域の实情により狩猟資源量の調査を行い」とする。	ご指摘を踏まえ、「必要に応じて狩猟資源量の調査を行い」と修正します。	○
23	33	16	麻醉銃を使用する場合は、銃猟免許を所持していない者も許可対象としていたきたい。	狩猟免許は「猟具の安全な取扱い」や「鳥獣の生態等に関する知識」などを担保するものです。麻醉銃を使用する場合であっても、捕獲しようとする鳥獣の反撃をくらったり、逃げた鳥獣を取り逃がし近隣住民に危害が及ぶなどの事故が発生するおそれもあり、基本的には狩猟免許の所持を前提とすることが適切と考えております。よって、原文通りとします。 なお、当該部分はあくまでも「原則」として記載しており、全ての状況において狩猟免許の所持を絶対条件とするものではありません。個別の状況に応じて柔軟に対応・運用していただきますようお願いいたします。	

都道府県からの意見・回答

24	33	19	狩猟免許を受けていない者も「手捕りなど法定猟具」を使用しないで捕獲する時は許可対象としていただきたい。	<p>狩猟免許は「猟具の安全な取扱い」だけでなく、「鳥獣の生態等に関する知識」などを担保するものです。手捕りであっても、捕獲しようとする鳥獣の反撃をくらうなどの事故が発生するおそれもあり、基本的には巢の撤去に伴う場合を除いて狩猟免許の所持を前提とすることが適当と考えております。よって、原文通りとします。</p> <p>なお、当該部分はいくまでも「原則」として記載しており、理由欄に書かれているような状況において、狩猟免許の所持を絶対条件とするものではありません。個別の状況に応じて柔軟に対応・運用していただきますようお願いいたします。</p>	
25	33	24	「○ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下(わなの設置及び捕獲個体の処分等は当該免許を受けている者の立会の下)で捕獲を行うこと」と修正する。	ご指摘の点は、「免許を受けている者の監督下で捕獲を行う」という言葉で表していますが、その趣旨についてより明確になるよう、通知等により解説することを検討します。	
26	33	36-37	「大型獣類」を明確化する。	「大型」を一律に定義することによる影響も鑑み、常識的に判断すべきと考えております。個別の疑義については、個別にお問い合わせください。	
27	34	7	「原則として」が、「銃器を使用する場合は…免許を所持する者とする。」の部分にもかかるような表記にして欲しい。	ご指摘を踏まえ、「原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とする。銃器を使用する場合は」を「原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者とし、銃器を使用する場合は、」と修正します。	○
28	34	12	「小型の鳥獣(アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等)」を「小型の鳥獣(ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等)又は中型の鳥獣(アライグマ、ハクビシン等)」と修正する。	ご指摘を踏まえ、「アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の鳥獣」と修正します。	○
29	34	15	「住宅等の建物内における被害を防止する目的で…」を「住宅等の敷地内における被害を防止する目的で…」に修正するのが望ましいと考える。	ご意見の趣旨は理解しますが、そのような場合においては基本的には狩猟免許を所持している方が捕獲に当たるべきと考えるため、原文通りとします。	
30	34	20	農業者による敷地内(及び土地所有者の承諾を得ている場所)でのイノシシ捕獲のための箱わな設置の要件緩和	農業者が自ら捕獲する際の規制のあり方については、小委員会等での議論や昨年12月に実施した都道府県へのアンケート結果を踏まえたものとなっております。意見に書かれているケースにおいては基本的には狩猟免許を所持している方が捕獲に当たるべきと考えるます。よって、原文通りとします。	
31	34	26	「○ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下(わなの設置及び捕獲個体の処分等は当該免許を受けている者の立会の下)で捕獲を行うこと」と修正する。	ご指摘の点は、「免許を受けている者の監督下で捕獲を行う」という言葉で表していますが、その趣旨についてより明確になるよう、通知に解説を加えることを検討します。	

都道府県からの意見・回答

32	34	34	<p>ウ 期間 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>【修正案】 ウ 期間 1年以内。 ただし、捕獲時期については原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期に限定するが、特別な事由が認められる場合は、時期を限定しないこともできる。</p>	<p>都道府県が鳥獣保護管理事業計画で定める許可基準の設定に係る考え方を示したものであり、ご指摘の趣旨は原文のままでも都道府県の判断で実施できることから、原文通りとします。</p>	
33	35	11	<p>カ その他 a 第二種特定鳥獣管理計画との関係 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲は、原則として、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲とする。個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ被害の防止を目的とした捕獲許可の対象とする。</p> <p>【修正案】 カ その他 a 第二種特定鳥獣管理計画との関係 第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣については、<u>被害防止の目的とした捕獲許可であっても、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく管理(数の調整)としての捕獲とする。</u></p>	<p>「第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣についての管理の目的での捕獲」について、「数の調整」か「被害防止」のどちらで扱うかの記載であるため、原文通りとします。</p>	
34	36	12	<p>博物館・動物園等を「公共施設」と限定しているので、申請者は原則として公的機関(又は公的機関から依頼を受けた者)となる。法制度の適正な遵守が見込まれるので、学術研究と同じく、許可の期間は1年まで緩和してもよいのではないか。</p>	<p>許可の期間については、許可対象者が法制度の適正な遵守が見込まれる者かどうかで定めているわけではなく、それぞれの目的・申請内容に応じて必要かつ適切かどうかという観点で定められており、申請者が「公共施設」であることをもって、許可期間を1年に揃えているわけではありません。よって、原文通りとします。</p>	
35	37	12	<p>一般に鳥類をわなで捕獲することは禁止猟法なので、「網、わな又は手捕」を「網又は手捕」と修正する。</p>	<p>狩猟における禁止猟法であるからといって、許可捕獲でそれを認めないとすることは制度に反しますので、原文通りとします。</p>	
36	38	37	<p>クマやイノシシが錯誤捕獲された場合の捕獲(捕殺)対応について、基本的な考え方を示していただきたい。</p>	<p>個別の種の対応の方法については、基本指針に記載することはしません。</p>	
37	39	28	<p>「1人が複数の飼養する等」と修正する。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「1人が複数の個体を飼養する等」と修正します。</p>	○

都道府県からの意見・回答

38	42	17	「計画は、原則として、地域個体群を単位として作成する。」を「計画は、原則として、種又は地域個体群を単位として作成する。」と修正する。 ※希少鳥獣保護計画と同様に種又は地域個体群を単位としていただきたい。	希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画は「計画の対象とする鳥獣」という項目に対する記載ですが、当該部分は「対象鳥獣の単位」という項目に対する記載となっています。 特定計画については、地域個体群ごとに状況が異なるため、原則としては、地域個体群ごとに策定されることが望ましいと考えております。よって、原文通りとします。 なお、地域個体群ごとに目標を設定したうえで、1つの計画として策定していただくことを否定するものではありません。	
39	44	3	第二種特定鳥獣管理計画の目的として、「地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図る」の文言に違和感を覚える。	ご指摘を踏まえ、「地域個体群の長期にわたる安定的な維持を前提として、」と修正します。	○
40	44	4	「適切な捕獲等又は採取等の推進による個体群管理(生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。)を行う。」を「捕獲及び適切なモニタリングによる個体群管理(生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。)を行う。」と修正する。 ※年齢構成を選択した捕獲は技術的に確立されているのか疑問に思う。	ご指摘の趣旨は理解しますが、趣旨はⅢ第六5など原文に含まれていると考えます。よって、原文通りとします。	
41	46	5	「利害関係人の意見聴取については、公聴会の開催その他の方法により行う。」を「住民からの意見の募集に努める。」と修正する。	当該「利害関係人の意見の聴取」は、パブリックコメントとは別のものであり、住民からの意見の募集を指すものではありません。「利害関係人の意見の聴取」に当たっては、個別に利害関係人の意見を聴取する方法が考えられ、その方法の例示としては、任意の公聴会の開催が想定されます。よって、原文通りとします。	
42	46	16	「計画が決定された後は、速やかに公報等により公表するよう努めるとともに」を「計画が決定された後は、遅滞なく公表するよう努めるとともに」と修正する。	当該部分は、法律の規定を、その方法とあわせて具体的に示したものであるため、原文通りとします。	
43	46	38	「特に行政による傷病鳥獣救護の実施に当たっては、こうした目的及び意義を踏まえて、鳥獣の管理を行うことが必要な種以外生息数が少ない種や生息地域が限定されている希少な種の救護を優先する等の対応を図る。」と修正する。	「生息数が少ない種や生息地域が限定されている希少な種の救護を優先する」のではなく、「鳥獣の管理を行うことが必要な種以外の救護を優先する」ことが例示として適切と考えます。よって、原文通りとします。	
44	47	25	「特定鳥獣のうち、指定管理鳥獣については、必要に応じて捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。」と修正する。	ご指摘を踏まえ、「指定管理鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画が定められている場合にあっては、捕獲等情報及び密度指標を用いた個体数推定を行う。」と修正します。	○
45	48	35	「国は都道府県鳥獣行政担当職員を対象とした、司法警察員に関する研修会を実施する」の文言を追加する。	司法警察員は、各都道府県の実情に応じて、刑事訴訟法の規定による業務を行うものです。鳥獣保護管理事業を適切に実施するために活用される制度であり、基本的には、司法警察員の研修は都道府県が実施すべきものと考えます。よって、原文通りとします。	

都道府県からの意見・回答

46	48	10-25	「開発を進める」を「開発について検討する」に修正する。	Ⅲは、都道府県の鳥獣保護管理事業計画に記載すべき事項であり、都道府県の状況に応じて記載をご検討ください。	
47	48	37-39	人材育成という観点から当該記述については、次頁の「(1)人材の育成及び配置 ア 都道府県職員の育成及び配置」のくりに記載した方が適切ではないか。	ご指摘の通り修正します。	○
48	49	17	「(1)人材の育成及び配置」について、都道府県は研修を実施する項目が複数あるが、それぞれについて、「国は都道府県に研修を行う」文言を追加する。	当該部分については、都道府県の鳥獣保護管理事業計画に記載すべき事項であるため、国の役割について記載はしていませんが、国も必要な研修を実施する旨については、Ⅰ第五2に記載しており、実際に都道府県や市町村の職員を対象とした研修や、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者を対象とした講習等を開催しています。よって、原文通りとします。	
49	49	23	「ア 都道府県職員の育成および配置」について、都道府県職員は誰の研修等を受講するか、明確にする。	ご指摘を踏まえ、「に関する内容を有する研修等を受講する」を「について、都道府県や国、大学等が実施する研修等を受講する」と修正します。	○
50	49	39	「事業者」のあとに「その他環境省令で定める者」若しくは「及び受託者」を加える。	ご指摘を踏まえ、「認定鳥獣捕獲等事業者等」と修正します。	○
51	50	6	「鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や」を「鳥獣の保護及び管理の担い手として狩猟の公益的役割について、普及啓発を行う。」と修正する。	「社会から信頼を得られるように」するための対策として、「狩猟事故や違法行為の防止」を同時に図ることも求められているため、当該記載は残しますが、ご指摘を踏まえ、「狩猟の役割」を「狩猟の公益的役割」と修正します。	○
52	50	11	「鳥獣保護センター等として設置、整備されてきた」を「設置整備されるよう努めてきた」に修正する。	鳥獣保護センター等については、設置されている都道府県は半数近くであると承知しておりますが、設置された鳥獣保護センター等に係る記載であり、間違いではないことから原文通りとします。	
53	50	13	「近年、科学的かつ計画的で専門的な・・・機能強化又は新たな施設整備等に努める」を削除する。	当該文章においては、必ずしも、新たな施設整備を義務付けているものではなく、既存施設の機能強化も含めた対応に努める旨を記載しています。よって、原文通りとします。	
54	52	13	①野生復帰が不可能な個体を生態系へ戻すことも含めて記載してほしい。 ②目的及び意義に適合しない個体についての処置が記載されているが、そもそも救護対象外となるので処置について記載する事は矛盾しているのでは。	①については、野生復帰が不可能な個体については、できる限り苦痛を与えない方法での致死等列挙した手法を検討し、都道府県にて適切な対応をご判断いただきたいと思います。 ②については、目的及び意義に適合しない個体においても、何らかの事情により持ち込まれてしまうこと等を想定したものです。また、その対応については①と同様です。 以上より、原文通りとします。	

都道府県からの意見・回答

55	52	13	野生復帰不可能又は(1)で明確化した目的及び意義に適合しない個体についての処置に「放野」を加えてほしい。	放野が不可能又は(1)で明確化した目的及び意義に適合しない個体については、治療等列挙した手法を検討し、都道府県にて適切な対応を判断いただきたい。ただし、ご指摘も踏まえ「致死」を「致死等」と修正します。	○
56	52	16	回復した傷病個体のリリースは「野生復帰」ではなく例えば「放野」と記述したかどうか。(他の箇所にも多数あり)	ご指摘の通り修正します。	○
57	53	33	「安易な」を取る。	当該部分は、全ての餌付けを否定しているものではなく、鳥獣の保護及び管理に影響を及ぼす餌付けを防止する趣旨から「安易な」と記載しています。よって、原文通りとします。	
58	53	37	Ⅲ第九2(1)を削除し、6(1)「さらに～」の前に「観光目的の餌付けは行わない」など補足する。	観光目的の安易な餌付けによる懸念は、高病原性鳥インフルエンザに限定されるものではないことから、記載位置については原文通りとします。	
59	56	14	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間は、原則として1年以内と記載されているが、これを複数年の計画が策定できるようにすべき。	「原則として」と付しているとおり、複数年の計画策定を妨げるものではありません。ただし、複数年の計画策定の場合であっても、交付金を利用する場合は、年度毎の事業評価とそれに基づく次年度事業の改善を図るとともに、交付金交付要綱等に則った単年度の事業報告書等が必要となることから、これらを踏まえてPDCAサイクルにより昨年度の成果や反省点を考慮して順応的に取組を推進することが必要と考えています。	
60	61	11	「特に、認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等をする際の安全管理体制や、従事者の鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識等が一定の水準に達していることにかんがみれば、指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として認定鳥獣捕獲等事業者を選定することが望ましく、認定鳥獣捕獲等事業者をその育成する観点からも積極的な活用が期待される。」と修正する。	ご指摘を踏まえ、「指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、選定にあたっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮する。また、事業者を育成する観点からも、認定鳥獣捕獲等事業者の積極的な活用が期待される。」と修正します。	○
61	61	18	「さらに、業務の円滑な実施の観点、認定鳥獣捕獲等事業者を育成する観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定する」が挙げられるよう考慮する。 なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者とが狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努める。」と修正する。	ご指摘の趣旨は理解しますが、「さらに～」以降においては、認定鳥獣捕獲等事業者か否かに関わらず、業務の安全かつ円滑な実施のため、事業の委託先として望ましい者の考え方を記載しています。 よって、原文通りとします。	